

## 現状の彦根市廃棄物行政における課題

### ○ごみの減量・資源化に対する課題

- ・ごみの減量は進んでいるが、県内他市町と比較してごみの排出量が多い

彦根市の1人1日あたりのごみ等排出量は、近年では平成25年度の1,113グラムをピークに、ごみ減量の取組の成果もあり減少しており平成28年度においては895グラムとなっております。この値は全国平均（939グラム 平成27年度）については下回っているものの、滋賀県平均（843グラム 平成27年度）は上回っており、滋賀県平均に追いつくためにも一層のごみ減量に向けた取組を実施していく必要があります。

彦根市のごみの組成を確認していくと、県内他市町と比べても「燃やすごみ」の排出量が多いということがわかります。「燃やすごみ」には、以下の課題にも示していますが、「食品ロス」や「紙類」など「まだ食べられるもの」や「リサイクル」できるものが含まれており、削減の余地が残されています。

- ・リサイクル率については上昇しているが、全国や滋賀県の平均と比較しても低い水準にある。

リサイクル率については近年では平成26年度の12.8%を最低として平成28年度においては16.9%と近年上昇傾向にあります。滋賀県の平均（18.6%）や全国平均（18.8%）と比べても低い傾向にあり、リサイクル率の向上に向けた取組が必要となります。

彦根市の資源物の1人1日あたりの排出量（資源物と集団回収の合計）は滋賀県の他市町と比較して低いわけではありません。リサイクル率を算定する際の分母となるごみの排出量が多いこともリサイクル率が低くなる原因の1つとなっています。

- ・ごみ全体に占める食品ロスの割合は、18%（5,127トン）と推計しており、削減を進めて行く必要がある。

食品ロスが全国的にも課題となっており、全国では年間621万トン（平成26年度）の食品ロスが発生していると推計されています。彦根市で平成29年度に実施している家庭系燃やすごみ組成調査の結果を基に、平成28年度の食品ロス量を推計すると5,127トンとなり、燃やすごみの内18.0%を食品ロスが占めている計算になります。

このように、本来食べられるものを捨てることは、計画の基本理念にもありますとおり「もったいない」ことですので、食品ロスを少しでも減らせるような取組、

## 【資料 6】

啓発を実施していく必要があります。

- ・家庭系の燃やすごみに占める紙類の割合は 16.2% (3,168 トン) となっており、特に雑紙は 6.8% (1,330 トン) と量が多くなっている。

リサイクル率が低い状況を改善していくためには燃やすごみの中でも多くを占めている紙類のごみを資源に回るように、啓発や取組を行っていくことは重要な課題の 1 つです。

紙ごみの中でも特に雑紙については、段ボールや新聞などと比べると、燃やすごみへの排出量を見ても、意識が低いものと考えられます。雑紙のリサイクルについて重点的に取り組んでいく必要があると考えております。

- ・粗大ごみのリユースに向けた取組

排出される粗大ごみの中には、壊れたりしておらず使用できる物も多く含まれています。また使えるものをリユースする仕組みや、使えるものを捨てない意識づくりを目指した取組や啓発を進めて行く必要があります。

- ・平成 27 年 6 月から草木、剪定枝の資源化に取り組んでいるが、対象全体の 6 割弱の資源化実績である。

リサイクル率が低い状況を改善していくためにはより一層の資源化に取り組むため単独の分別区分、料金設定を検討する必要があります。あるいは現状の資源化(堆肥化)による方法では混入異物の選別除去に労力、費用を要することから外部において資源化(堆肥化)以外の処理の方法(例えば燃料化等)について、調査研究をしていく必要があります。

- ・事業系ごみの分別が徹底されていない。

事業系一般廃棄物収集運搬事業者に対して、展開検査を実施し事業系廃棄物の確認を行っているが、不適切な分別(産業廃棄物にあたるプラスチックの混入)や排出段階で分別すれば資源化できるようなもの(紙類や段ボール)が多くみられます。

今後は収集運搬事業者だけでなく、排出事業者に対する指導、啓発の実施や紙ごみを含めた資源物の搬入禁止などの検討を行う必要があります。

### ○ごみ収集・搬入に対する課題

- ・自治会未加入者に対する集積所利用に対する課題。

近年は、自治会に加入しない方も多く自治会で管理する集積所が利用できず、清掃センターへ直接搬入される方が増加しています。

## 【資料 6】

### ・集積所における不適正排出に対する課題

集積所に粗大ごみなど収集対象ではないごみを出されることもあり、排出ルール徹底の啓発と併せて集積所管理にかかる地域への理解を求める働きかけが課題となっています。

### ・直接搬入に関する課題

直接搬入については、免許証等による住所確認を行っていますが、粗大ごみの直接搬入については、40kg まで 100 円、小型家電については無料となっており、また燃やすごみについては 40kg まで無料となっていることから、市外からの越境搬入や産業廃棄物の混入が払拭できていません。それらの防止対策として搬入時の確認方法や料金体制の見直しが課題となっています。

## ○処理施設・処理方法等に対する課題

### ・特定外来生物に指定される水草の処理

近年、本市においてもナガエツルノゲイトウをはじめ、特定外来生物に指定される水草の繁殖が確認されており、駆除後に一時乾燥させたものについては焼却処理しています。特定外来生物に限らず水草の受け入れについては、水分を多く含むことから焼却カロリーの低下や搬入される状態によっては未燃となる可能性もあることから、堆肥等へのリサイクルが検討課題となっています。

### ・ごみ焼却施設のほか各種ごみ処理施設の老朽化

湖東圏域では本市を中心に廃棄物の広域処理による循環型社会の構築を実現すべく、新たなごみ処理施設の建設と処理体制の構築に向けた計画が進められていますが、当市のごみ焼却場をはじめ現有ごみ処理施設は設置後 40 年、大規模改修後 15 年以上が経過し、各設備機器は経年による老朽化が進んでいます。毎年維持管理補修、整備を実施して老朽化による機能低下、処理能力低下を最小限にとどまるよう保持に努めているところですが、新施設が稼働するまでの間は今まで以上に老朽化の進行が予想され、現有施設を安定して稼働していくための整備や補修に要する経費の増加が懸念されます。

### ○分別区分ごとの課題について

#### 〈現行の分別収集区分別課題〉

##### ▶燃やすごみ

- ・一般廃棄物総排出量の 75%以上を占めている。
- ・乾燥重量ベースで、燃やすごみのうち 48%が紙と布類、生ごみは 9.5%(湿重量では 40%程度と推計)となっている。(H27,H28 年度実績から)
- ・家庭系、事業系とも依然としてリサイクル可能な古紙衣類が多く混入している。
- ・一般持込みが非常に多い。(家庭系持込みの 40kg 未満免除枠の廃止を検討する必要がある。H28 年度実績：36,298 回/年 143 回/日 1日あたり平均 40kg 未満)
- ・台風時等の湖岸漂着物のうち、ヨシや流木は粗大ごみ処理施設で確認後に焼却処理となっているが、粗大ごみ処理施設で処理できない大木については外部委託への誘導資源化の検討が必要である。
- ・事業系ごみの分別が徹底されていない。
- ・事業系ごみの中に段ボールやオフィスペーパーの混入が多く事業者での分別、資源化が必要である。(搬入物展開検査の実施実態から事業者として排出段階で分別し資源化できると思われる物の混入が多く見受けられる。)
- ・事業系ごみの中に食品残さ・調理くず等の生ごみが多い。(同上)
- ・事業系ごみの中に使用済み紙おむつが多い。(同上)

##### ▶容器包装プラスチック

- ・汚れた容器包装プラスチックの混入が多く、排出時の分別周知等の徹底が必要である。
- ・容器包装プラスチックとしての排出量が年々減少しており、多くが燃やすごみに回っているものと思われる。(環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」から容器包装プラスチック類の賦存割合は近年横ばいであることから、本市として減少してきている(H21 年度汚れたプラを燃やすごみに区分：1,798 トン→H28 年度：1,080 トン)状態をみると分別の容易性から相当量が燃やすごみに混入しているものと思われる。)
- ・ペットボトルの混入が多い。(搬入量に対し約 5%、年間約 50 トンの混入がある。分別基準適合物として資源化している量の約 2 割が容器包装プラスチックからのペットボトルである。)
- ・依然として容器包装プラスチックでない物の混入が多い。(搬入量に対し約 3 割が異物(ペットボトル含む。)
- ・容器包装プラスチックとその他のプラスチックの識別区分が難しい。
- ・現状の分別基準適合物としてのリサイクルと焼却による熱回収によるリサイクルか、費用効果を勘案し分別区分を検討する必要がある。

## 【資料 6】

### ▶埋立ごみ

- ・スプレー缶、ライター、乾電池等の埋立禁忌品の混入が見られる。
- ・割れていない蛍光灯類の混入が見られる。
- ・リサイクル可能な品目も多く、再生可能な品目の検証が必要である。

### ▶使用済乾電池

- ・埋立ごみへの混入がある。
- ・二次電池の混入がある。二次電池の分別区分、資源化を検討する必要がある。
- ・水銀使用ボタン電池の分別区分、資源化を検討する必要がある。

### ▶粗大ごみ

- ・使用可能な粗大ごみの持込みがある。リユース等の資源化の検証が必要である。
- ・直接搬入が多い。
- ・有料戸別収集の料金設定など分かりやすくする再検証が必要である。

### ▶缶・金属類

- ・内容物の残存や異物の混入が見られる。
- ・缶と金属類との収集区分であるため収集後、選別処理に苦慮している。
- ・金属類として、やかんや鍋、フライパンが区分となっているが、その他の金属類への区分が不明瞭である。

### ▶びん類

- ・内容物の残存や異物の混入が見られる。
- ・一升瓶等のリターナブル瓶も多く混入している。
- ・耐熱ガラスやコップ、化粧品びん等の禁忌品が混入している。
- ・資源物であることから事業系においても無料扱いとしているが、処理経費の高騰(売却益が低下、その他色びんについては逆有償化となっていること)から事業系においては有料もしくは産業廃棄物として清掃センターでの受入の不可を検討する必要がある。

### ▶古紙・衣類

- ・窓空き封筒やビニール袋などの禁忌品の混入が見られる。

### ▶廃食用油

- ・漏れなどにより集積所の汚損等がある。

## 【資料 6】

### ▶ ペットボトル

- ・ラベルやキャップが外されていないものが混入している。
- ・内容物の残存が見られる。
- ・季節により発生量に偏りがあり、収集体制や処理に影響がある。
- ・容器包装プラスチックへの混入が非常に多い。
- ・分別基準適合物の品質基準が厳しくなり(H30年度から品質基準項目にラベル付着率が規定)、選別処理過程の負担が増加する。
- ・資源物であることから事業系においても無料扱いとしているが、処理経費の高騰から事業系においては有料もしくは産業廃棄物として不受理を検討する必要がある。

### ▶ 使用済蛍光管等

- ・埋立ごみへの混入がある。
- ・埋立ごみ収集日に埋立ごみとして排出されている場合の割れてない蛍光管等の収集を検討する必要がある。